令和７年第１回養老町定例会会議録

令和７年第１回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和７年３月４日第１日）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　令和７年度町長施政方針の説明

日程第５　報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

日程第６　報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

日程第７　報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

日程第８　報告第４号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

日程第９　承認第１号　専決処分の報告並びにその承認について（令和６年度養老町一般会計補正予算（第７号））

日程第10　議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第11　議案第２号　養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12　議案第３号　養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13　議案第４号　養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議案第５号　養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15　議案第６号　養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16　議案第７号　養老町税条例の一部を改正する条例について

日程第17　議案第８号　養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第18　議案第９号　養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第19　議案第10号　養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第20　議案第11号　養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第21　議案第12号　養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第22　議案第13号　養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第23　議案第14号　養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第24　議案第15号　養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25　議案第16号　養老町スマイル町民パターゴルフ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第26　議案第17号　養老町障害者福祉年金条例を廃止する条例について
日程第27　議案第18号　養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
日程第28　議案第19号　町道路線の変更について
日程第29　同意第１号　教育委員会委員の任命同意について
日程第30　同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第31　同意第３号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第32　議案第20号　養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事請負契約の変更について
日程第33　議案第21号　令和６年度養老町一般会計補正予算（第８号）
日程第34　議案第22号　令和６年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第35　議案第23号　令和６年度養老町上水道事業会計補正予算（第２号）
日程第36　議案第24号　令和６年度養老町下水度事業会計補正予算（第２号）
日程第37　議案第25号　令和６年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第38　議案第26号　令和６年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第39　議案第27号　令和６年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第40　議案第28号　令和７年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第41　議案第29号　令和７年度養老町一般会計予算
日程第42　議案第30号　令和７年度養老町国民健康保険特別会計予算
日程第43　議案第31号　令和７年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第44　議案第32号　令和７年度養老町立食肉事業センター特別会計予算

日程第45　議案第33号　令和７年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第46　議案第34号　令和７年度養老町上水道事業会計予算
日程第47　議案第35号　令和７年度養老町下水道事業会計予算
日程第48　議案第36号　令和７年度養老町介護保険事業特別会計予算
日程第49　議案第37号　令和７年度養老町介護サービス事業特別会計予算
日程第50　議案第38号　令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
日程第51　発議第１号　養老町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第52　発議第２号　養老町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第53　発議第３号　養老町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長　北倉義博

○出席議員

１番	佐野伸也	２番	大橋みち子
３番	西脇　康	４番	清水由美子
５番	北倉義博	６番	岩永義仁
７番	吉田太郎	８番	早崎百合子
９番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部健康福祉課長	無藤宜宏
住民福祉部子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中　修
産業建設部産業観光課長	佐竹達也	産業建設部建設課長	吉村和人

産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧
消防課長	玉井洋祐		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法

（開会時間　午前９時30分）

○議長（北倉義博君）　おはようございます。

令和７年第１回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも一緒にお願いいたします。

――「町民憲章」朗唱 ――

○議長（北倉義博君）　ありがとうございました。御着席ください。

ここで養老町議会議員及び職員表彰規定により、野村永一君及び元議員の田中敏弘君の表彰を行います。

川地町長、よろしくお願いいたします。

それでは、野村永一君、演台の前までお進みください。

○町長（川地憲元君）　表彰状、野村永一殿。

あなたは養老町議会議員として20年にわたり養老町の発展に寄与され、多大な貢献がありました。

よって、その功績をたたえ、ここに表彰します。令和７年３月４日、岐阜県養老郡養老町長　川地憲元。

おめでとうございます。

○議長（北倉義博君）　おめでとうございます。

野村議員は自席にお戻りください。

次に、田中敏弘君、演台の前までお進みください。

○町長（川地憲元君）　表彰状、田中敏弘殿。

あなたは養老町議会議員として20年にわたり養老町の発展に寄与され、多大な貢献がありました。

よって、その功績をたたえ、ここに表彰します。令和７年３月４日、岐阜県養老郡養老町長　川地憲元。

おめでとうございます。

○議長（北倉義博君）　おめでとうございます。

田中元議員におかれましては、これで御退室されます。

本日の会議は全員出席であります。

ここで報道機関に限り、今定例会開会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたします。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場１階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和７年第１回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（北倉義博君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、３番　西脇康君、４番　清水由美子君を指名いたします。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

ここで、２月28日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長　吉田太郎君。

○議会運営委員長（吉田太郎君）　議会運営委員会報告。

去る２月28日午前９時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会しました。

協議事項は、第１回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は３月４日火曜日から３月19日水曜日までの16日間で、本会議開会時間は午前９時30分と決定しました。

議事日程については、１．開会宣言、２．会議録署名議員の指名、３．会期の決定、４．諸般の報告、５．令和７年度町長施政方針の説明、６．議案の提案説明及び委員会付託、７．町政一般に関する質問、８．議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること、このほか、委員長報告、議員一般質問、町長の発言及び答弁は演台で行い、議員質疑は着座のまま自席で行う。町長を除く執行部の発言については、提案理由の補足説明、議員質疑の初回答弁、一般質問及び再質問等の初回答弁は演台で行い、初回答弁を行った後の再質問、再々質問は着座のまま自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会２日目の３月18日火曜日に行うこととし、議員１人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順で行うことを決定しました。

次に、付議事件についてで、専決処分の報告４件、専決処分の承認１件、条例の制定１件、条例の一部改正14件、条例の廃止２件、指定管理者の指定１件、町道路線の変更１件、人事案件３件、契約変更１件、令和６年度一般会計及び特別会計並びに企業会計補正予算７件、令和７年度一般会計及び特別会計並びに企業会計予算11件、以上計46件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに日程第５、専決処分の報告について（損害賠

償の額の決定）から日程第８、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）までの計４議案については、議会初日に一括上程し、地方自治法第180条第２項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第９、専決処分の報告並びにその承認について（令和６年度養老町一般会計補正予算（第７号））については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第10、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第28、町道路線の変更についてまでの計19件については、議会初日に逐条上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第29、教育委員会委員の任命同意については、人事案件につき、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第30、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第31、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの計２議案については、人事案件につき、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第32、養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事請負契約の変更については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第33、令和６年度養老町一般会計補正予算（第８号）から日程第50、令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計18議案について、補正予算に関する日程第33から日程第39までの計７議案については、議会初日に逐条上程し、新年度予算に関する日程第40から日程第50までの計11議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第10、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第20、養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第23、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから日程第26、養老町障害者福祉年金条例を廃止する条例についてまでの計15議案の審査の付託先である総務民生委員会は、３月５日水曜日の午前９時30分から開催するよう総務民生委員会委員長へ要請すること。

次に、日程第21、養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第22、養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例について及び日程第27、養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてから日程第28、町道路線の変更についてまでの計４議案の審査の付託先である産業建設委員会は、３月５日水曜日午前11時から開催するよう産業建設委員会委員長へ要請すること。

最後に、日程第33、令和６年度養老町一般会計補正予算（第８号）から日程第50、令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計18議案の審査の付託先である予算特別委員会は、３月10日から３月12日までの３日間とし、それぞれ午前９時30分から開催するよう予算特別委員会委員長へ要請すること、以上のとおり決定しました。

次に、日程第51、養老町議会会議規則の一部を改正する規則についてから日程第53、養老町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計３議案については、地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条の規定により議長に提出されましたので、議会初日の議案の審議が終了した後に逐条上程し、審議方法については、議員発議でございますので提案者から提案説明を受け、質疑を行った後に討論を経て採決を行うことと決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日３月４日から３月19日までの16日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日３月４日から３月19日までの16日間と決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和６年度11月分から翌１月分までの現金出納検査結果報告書が、また同法第199条第９項の規定により、令和６年度事業監査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第４、令和７年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで町長の挨拶をいただき、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　おはようございます。

３月に入りまして大変御多用のところ、議員各位には御出席を賜りましてありがとう

ございます。

施政方針の前に、まず初めに、２月19日から岩手県の大船渡市で発生しました山林火災でございますけれども、昨日現在で焼失面積が約2,100ヘクタールと拡大をしております。避難指示が1,896世帯、約4,600人にも及んでおります。各自治体、各県等からの消防援助隊、自衛隊関係者による消火活動に一生懸命当たられております。お亡くなりになられた方に心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。一刻も早い消火、復興をお祈り申し上げます。

本日ここに令和７年第１回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え、何かと御多用にもかかわらず御参集いただき、誠にありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、令和７年度の予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に臨む所信の一端と主要施策の大要を申し上げたいと存じます。

初めに、養老町は令和６年11月に町制施行70周年を迎え、令和６年度を記念事業の実施期間と位置づけ、町民の皆さんと一緒に養老町の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識するとともに、広く強く町内外に発信し、シビックプライドの醸成を図ることを目的に、町制施行70周年記念式典のほか、31の町主催冠事業を実施いたしました。

また、町内各地区や各種団体の皆様にも御協力いただき、本年度末までに各種団体等の主催による36の冠事業が実施される予定となっております。さらには、地域活動の活性化と住民相互の交流促進を伴うにぎわいの創出を図るため、町制施行70周年記念町民企画事業補助金を創設し、町民の皆さんが企画、実施する事業を積極的に支援してまいりました。多様な団体から18の事業で申請をいただき、創意工夫と集結された力により、すばらしい事業が展開できたと思っております。

これらの事業には多くの方々にも参加いただき、これまでに記念式典を含む町主催の冠事業では約３万3,000人、各種団体等の主催の冠事業では約３万2,000人、町民企画事業では約5,000人、合計で延べ７万人以上の交流が創出されたと言えます。町民の皆様の企画力、実行力、そして団結力を目の当たりにし、大きな成果が得られた１年となったと感銘を受けているところでございます。

一方で、エネルギー価格の高騰と円安による物価高騰は長期化しており、年明け以降も多数の品目の値上げが実施され、町民生活にとって大きなマイナスの影響があるとも考えております。特に大きな影響を受けやすい低所得世帯や子育て世帯を中心に、町民の皆様の生活の安定と町内事業者の発展を下支えできるよう事業を実施してまいります。

さて、新年度は、町の最上位計画である養老町まちづくりビジョンが10年の計画期間の中間年を迎えます。後年の５年間に向けて見直しを進めているところでございますが、現場主義、町民目線の下、本町の特色を生かし、魅力あるまちづくりを実行できるよう

策定してまいります。

１．町政運営の基本方針。

冒頭でも申し上げましたが、養老町制施行70周年記念事業では、多くの町民の皆様の参画を得て、すばらしい成果が得られたと確信しております。この成果を10年、20年、さらに先の未来へとつないでいくとともに、住民力、地域力の向上を図っていくことが養老の明日を開くことにつながってまいります。そして、この過程で、地域自治が育まれ、町民と町との協働により持続可能な地域社会が形成されていきます。

そのために、町としてまず最初にできること、常にやり続けなければならないことは、やはり現場主義、町民目線であると言えます。町民の皆さんと共に、様々な地域課題に立ち向かっていきたいと考えております。そのためにも、職員と一丸となって町政運営に邁進してまいります。

ここでは、その基本となる政策目標について御説明を申し上げます。

１つ目は、地域経済の活性化と雇用の創出です。

地域経済の状況は、総じて穏やかに回復しているところではございますが、顕著に実感できる段階まで至っておりません。加えて、物価高騰も継続しており、年明け以降の食品の値上げによる消費の低迷も懸念されているところです。これらの影響を最小限に抑えながら、堅調なインバウンドの維持、増加を図ることができるよう、地域消費の拡大を促してまいります。また、積極的な企業誘致による雇用の創出や既存企業の設備投資を支援するとともに、町内への人の流れを生み出し、経済の好循環へとつなげてまいります。

２つ目は、子育て支援策の充実です。

若い世代、特に女性の流出が顕著であり、本町にとって大きな課題となっております。結婚から妊娠、出産、そして保育、学校教育までの支援策の充実を図りつつ、個々の可能性が大きく広がるよう対応してまいります。また、物価高騰の影響にも配慮した対策を実施してまいります。子供たちが未来へ向けて大きく羽ばたけるよう、地域ぐるみで見守り、育てる温かい環境の醸成を図ってまいります。

３つ目は、健全財政の維持でございます。

様々な課題に対し、持続可能な町政運営をしていくためには、必要性、費用対効果等の視点から、行財政改革に加えて財政の健全性を保つことができる範囲で、町の発展や計画的な公共施設の維持管理といった投資を行う未来型の行財政改革も推進し、両輪による取組が必要となります。

さらには、ふるさと納税制度や３年間の延長が決まった企業版ふるさと納税制度などの活用により、本町の魅力や取組に全国の方々から多くの賛同を得られるような事業の展開にも努めてまいります。

４つ目は、ＳＤＧｓの推進を通しての地方創生のまちづくりです。

未来に夢や希望を見いだし、心豊かな生活、安心して過ごすことができる地域社会の形成が、地域幸福度（ウエルビーイング）の向上へとつながってまいります。自然災害への備え、住民相互の関係の構築、地域活動の活性化を推進し、安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを推進いたします。

これらの政策目標と町の最上位計画である養老町まちづくりビジョンを踏まえ、密接に連携しながら、６つの個別施策を展開してまいります。

以下、新年度における主要施策について御説明申し上げます。

２．新年度の主要施策。

個別施策１．人口減少対策。初めに、人口減少対策についてであります。

少子高齢化・人口減少社会にあっても、人と人、人と地域の結びつきを大切にし、地域活動の活性化を図るとともに、関係人口の創出によるにぎわいのある地域社会の形成を目指し、様々な取組を複合的に展開してまいります。

関係人口の創出を目的とし、令和５年１月に設立した町公式ファンクラブであるYORO SUPPORTER WORLDでは、養老町内の事業者の協力を得ながら、本町の隠れた魅力を積極的に発信するとともに、新たなサポーターの獲得と来訪者の増加に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、新たに４つのふるさと納税ポータルサイトで寄附の受付を開始し、より多くの方の目に触れ、本町の魅力を感じてもらえるよう取り組んでまいりました。新年度においても、引き続き返礼品のウェブページの改善を行うとともに、全国的な物価高騰など社会情勢の変化に対応するため、返礼品事業者と連携を密にし、新たな返礼品の出品を推進することで、これまで以上に本町の魅力を発信し、関係人口の創出の入り口を担うツールとして最大限活用してまいります。

人口の社会減を抑制するため、岐阜県内全市町村が連携して実施する東京圏からの移住支援事業補助金や町内での住宅取得等の支援をする三世代ハッピースマイル事業補助金及び若者定住マイホーム取得支援事業補助金も継続し、子育て世帯・若者世帯の移住・定住を促進してまいります。あわせて、結婚生活を始める世帯の経済的負担の軽減を図るため、住宅の取得、賃借費用や引っ越し費用など、一部助成する結婚新生活支援事業についても継続いたします。

また、合計特殊出生率の向上を図るため、人口の自然減を抑制するため、婚活支援や子育て支援、学校教育をより一層充実し、本年度行ったこどもまんなか宣言にある未来を担う「ようろうっこ」たちが健やかで幸せに成長できる持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

結婚希望者の悩みに寄り添い、出会いの場を創出するための婚活イベントの開催など、切れ目のない伴走型結婚支援を実施いたします。

さらに、多胎妊産婦及び多胎家庭への支援として、多胎育児経験のあるサポーターを

派遣し、外出時の補助や育児の相談・介助を行うほか、産後ケア事業として、従来の助産師による訪問型、医療機関等での宿泊型、通所型を加え、産後初期段階からの母子に対する支援を行ってまいります。

さらには、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援の行うためのこども家庭センターにおける相談支援体制の強化を図り、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を実施し、安心して出産、子育てができるよう事業の充実を図ってまいります。

また、新たに実施する１か月児健康診査においては、疾病及び異常の早期発見や適切な指導を行い、乳児の健康の保持増進に努めてまいります。

公立認定こども園では、保護者の利便性の向上や保育士の業務効率化を図るため、保育業務支援システムを導入いたします。乳幼児の随時入園体制の充実をさせるため、保育士を基準以上に配置する私立園、小規模保育施設に対する支援を引き続き実施してまいります。

病児保育事業につきましては、支援してまいりました民間事業者による保育施設整備が完了し、子供たちが病気の際でも保育所において病気の児童を一時的に保育する環境が整いましたので、新年度より新たに事業を開始いたします。この病児保育施設と地域で子育てを支え合うファミリー・サポート・センターの利用促進を図るため、未就学児を養育している世帯を対象に両施設で利用できるクーポン券を配付し、子育てと仕事の両立を支援します。

学校教育では、養老町教育大綱に基づき、「ひとりひとりが輝く教育」を実現するため、人権教育を基盤に、たくましくよりよい未来を築いていく力を培う教育を推進いたします。

令和２年度に整備しました児童・生徒１人１台タブレット端末を更新し、ＩＣＴ環境のさらなる利活用を促進することで、個別最適化された学びの実現を目指してまいります。加えて、子供たちの安全・安心な学びの環境を整備するとともに、防災機能の強化を図るため、各中学校の屋内運動場に空調を設置いたします。

学校給食については、給食費の公費負担を２割から３割へ拡充するとともに、物価高騰相当分の補助金額を月額500円から月額1,300円に見直し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。また、将来を展望した学校の在り方について、地域住民や保護者、児童・生徒を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、検討委員会での議論をさらに深めてまいります。

にぎわいのある地域社会の形成には、活発な地域活動が欠かせません。その中核となる地域自治町民会議では、養老町制施行70周年を記念した事業を多数実施され、地域住民の交流が盛んに行われるとともに、地域への愛着、シビックプライドの醸成が図られたものと考えております。引き続き、地区の特性を生かした活動や住民相互の連携を深める取組を支援し、活気に満ちた地域活動の充実を図ってまいります。

また、友好都市であるドイツ、バードゾーデン市との日独交流事業では、コロナ禍により中止しておりました交流団の受入れを本年度より再開いたしました。新年度にはスポーツ交流団を派遣し、相互の友好関係を改めて構築するとともに、町民の国際理解を深めてまいります。

町民一人一人が多様な分野で性別にとらわれない参画や活躍ができるよう、養老町第３次男女共同参画プランを推進するため、計画の進捗状況などを評価し、町民の男女共同参画への意識の高揚を図るための啓発活動を実施してまいります。

個別施策２．交通アクセス・住環境の改善。

次に、交通アクセス・住環境の改善についてであります。

子供や高齢者が安心して暮らせるよう交通事故防止対策として、交通ルールの遵守やマナーの向上を図るため、関係団体との協働により、自転車運転免許講習会や高齢者交通安全大学校等の開催、啓発活動を行うとともに、危険箇所への安全対策を継続して行ってまいります。

社会情勢や公共交通に関する状況の変化を捉え、まちづくりビジョンや観光産業の振興が一体となった持続可能な公共交通ネットワークの構築をすることで、地域社会全体の価値を高めることを目的に、新年度からスタートする養老町地域公共交通計画の策定を進めてまいりました。養老線交通圏地域公共交通網形成計画など関連計画とともに、オンデマンドバスや養老鉄道養老線をはじめとした公共交通の維持及び利便性の向上に資する取組を関係団体と連携して実施し、地域をつなぎ、人と人とをつなぐ地域公共交通が充実した町の実現に向けた持続可能な地域公共交通を目指します。

また、広域的な主要道路網の整備は、経済や観光、人流など、多方面において大きなストック効果の発現が期待され、多様な交流や関係人口の創出には欠かすことのできない生活基盤であることから、引き続き近隣市町等と連携し、関係機関へ強く要望してまいります。町民生活に密接した町道整備においては、安全かつ快適な交通環境の確保のため、社会資本整備総合交付金等を活用し、幹線道路の改良工事や養老町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の点検、補修工事を進めてまいります。

人口減少等による空き家の増加は社会問題となっていることから、所有者において適切に管理していただけるよう啓発するとともに、各種補助制度の周知や空家・空き地バンクへの登録促進に努めてまいります。加えて、引き続き、町独自の相談会を自治会館等で開催し、空き家所有者や相続予定者等の不安解消及び空き家の利活用につなげてまいります。

改良住宅につきましては、適切な管理に向け、引き続き法的措置を含め対応していくとともに、希望者への譲渡を推進してまいります。

上水道事業では、新上水道ビジョンに基づく各ポンプ場の統廃合及び耐震化を実施するための基本計画を策定し、災害リスクの検証や施設投資費などの経済分析を行い、強

くてしなやかな水道システムの構築を図ります。また、新年度に完成予定している（仮称）第５ポンプ場の建設工事を確実に竣工し、より安全で安定した飲料水の供給に努めてまいります。

下水道事業では、町民生活の住環境を守るため、既存施設の調査・修繕を実施するなど適切な維持管理に努めるとともに、安定した事業運営の継続のため、下水道等使用料の適正化について検討を行ってまいりたいと存じます。

また、公共下水道の接続啓発の強化、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進に努め、未処理排水の削減を図ってまいります。

個別施策３．産業振興。

３点目は、産業振興についてであります。

養老町農業振興地域整備計画を推進するため、健全な優良農地の保全と生産性向上に向けた整備を進めるとともに、本町の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す６次産業化への取組を推進し、農業者の所得向上や雇用の確保を図ってまいります。

また、少子高齢化や人口減少による担い手の減少を改善するため、より効率的かつ効果的に農業を営めるよう、農地の集積化やＩＣＴ機器を活用したスマート農業の導入等を支援してまいります。

あわせて、土地改良事業の効率化、経営基盤の強化及び優良農地の保全を図るため、土地改良区の統廃合を推進し、養老町農業基盤総合整備構想に基づき、圃場の大区画化や農業用排水施設の整備を県営県単事業により継続いたします。

本町の基幹産業である食肉産業に係る新食肉基幹市場建設につきましては、新市場は最新の衛生基準や環境調和を備えた集約的な施設として構築され、養老ブランドを強化するとともに、雇用の創出や税収の増加につながる事業であることから、地域の持続的発展を目指し、より一層の戦略的推進を図ってまいります。

商工業の振興では、高規格道路や付随するＩＣ整備などによる優位な交通立地を生かしながら、工場等設置奨励金制度を継続することにより、本町への企業進出を促してまいります。

また、本町の経済を支える中小企業の持続的経営を支援するため、養老町商工会との連携を強化し、地元企業の育成支援や若者・有能なものづくり人材の確保、流出防止に努めてまいります。

個別施策４．誘客促進。

次に、誘客促進についてであります。

観光振興では、養老駅を拠点とする観光インフォメーション施設を活用し、養老町特産ブランド認証品を強くＰＲするとともに、ウェブサイトやＳＮＳなどを通じて本町の魅力を広く発信してまいります。さらに、観光入り込み客数の向上につなげるため、本町が持つ様々な観光資源を効果的にＰＲするとともに、関係者や関係団体との協議を継

続いたします。

緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、楽しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるため、全国都市緑化フェアが岐阜県で初めて開催されます。養老公園が県内７会場のうちの一つとなっていることから、県と連携し、来場者数の増加に向けた事業を実施し、全国に向けて本町の魅力である豊かな自然、歴史、文化を発信してまいります。

また、地域産業の活性化を目的とした食肉産業を主体とするイベントまるごと肉まつり養老やＳＤＧｓに対する理解を広げ、サステーナブルなまちづくりを目指すため、軽トラＳＤＧｓマルシェを実施いたします。

個別施策５．物価高騰対策。

次に、物価高騰対策についてであります。

令和２年後半から始まった物価高騰は、エネルギー価格の高騰と円安の影響により長期化しており、新年度においても同様の傾向が続くものと考えられ、低所得世帯や子育て世帯を中心に町民の皆様の日常生活に与える影響は、非常に大きなものとなっております。町といたしましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を有効活用し、町単独事業の実施により、町民生活の安定と町内事業者の発展を下支えできるよう、取組を継続してまいります。

人口減少対策でも触れましたが、未就学児を養育している世帯を対象に、病児保育施設とファミリー・サポート・センターで利用できるクーポン券の配付に加え、３歳未満児を養育している子育て世帯に対して地域商品券を配付し、子育て世帯の経済的負担を軽減いたします。

また、先ほども述べましたが、学校給食費の公費負担を２割から３割へ拡充するとともに、昨今の物価高騰状況を鑑み、物価高騰相当分の補助金額を月額500円から月額1,300円へ見直し、児童・生徒の保護者へ負担を転嫁することなく、学校給食を提供してまいります。

さらに、地域内消費の拡大を促し、町内事業者への支援を行うため、養老町商工会と連携して、プレミアム付商品券事業を実施いたします。新年度のプレミアム付商品券事業につきましては、事業内容を一部見直し、より多くの方々の手元へお届けできるよう工夫してまいります。

個別施策６．防災・減災対策。

６点目は、防災・減災対策についてであります。

いかなる災害が発生した場合でも、その被害を限りなく最小化し迅速に回復することができるよう、養老町国土強靭化地域計画に基づき、町民が安全で安心な生活を送ることができる災害に強いまちづくりに取り組んでまいりました。この取組をさらに推進するため、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた計画の見直しを行い、本町で想定され

る南海トラフ地震や養老－桑名－四日市断層帯地震などの大規模地震、さらには激甚化する大雨などによる洪水災害や土砂災害といった各種災害にも備えてまいります。

災害時の情報発信を万全に期するため、防災行政無線屋外拡声子局のバッテリー交換を行うとともに、養老町防災アプリや公式ＬＩＮＥアカウントの登録を促進いたします。さらには、防災士資格を持つ町民の方々と連携することで、自助・共助を主とした地域防災力の強化を図るとともに、実践的な防災訓練や水防訓練の実施、各種ハザードマップを活用した地域住民への防災啓発に取り組んでまいります。

あわせて、安心・安全な生活環境を維持するため、河川・砂防事業を近隣市町と連携し、国・県へ強く要望するとともに、関係機関と協力して河川管理施設や砂防施設の維持管理を行います。

令和６年能登半島地震や令和６年８月に初めて発表されました南海トラフ地震臨時情報により、建物の耐震性への関心が高まっていることから、養老町耐震化促進計画に基づき実施する木造住宅無料耐震診断や耐震補強工事、通学路等における危険ブロック塀の除去などの補助制度を広報紙や町ホームページにおいて広く周知し、減災対策とともに耐震化率の向上に努めてまいります。

消防分野では、養老町公共施設等総合管理計画に基づき、防災拠点施設となる養老消防署南部分署の照明器具改修工事を施工し、庁舎の長寿命化と省エネ化を推進いたします。加えて、消防団を中核とした地域防災力の維持及び活動上の安全性を高めるため、身体保護装備品の配備と充実を図ります。

他分野の重要施策。

デジタル化の進展によりデジタル技術は日常生活においても欠かせない存在となっていることから、情報格差を抑制するため、引き続き、移動型スマートフォン教室を開催いたします。スマートフォンの基本操作やインターネット、アプリの活用方法などを学ぶ機会の提供により、様々な情報の取得、発信方法を習得し活用することで、より豊かな生活につなげられるよう支援をいたします。

また、本町独自の取組であるSmart Town YORO Projectを推進するため、令和５年度に構築しましたデータ連係基盤を活用し、事業者や町民ニーズ、課題を的確に捉えた事業を実施するとともに、民間事業者との連携や地域の多様な主体の参画により、持続的な仕組みへと発展させてまいります。さらに、テレワーク施設YOROfficeを拠点とした地域企業のグローバルな取組や異業種との関りを持つことにより、新たな産業創出、デジタル人材の育成に努めてまいります。

地域循環型社会を目指して、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、県補助金を活用した太陽光発電設備等の設置補助事業を継続いたします。

ごみ減量化については、プラスチックごみの資源化を中心に見直しを行い、一般廃棄

物の適正な処理と資源ごみの分別を徹底し、再利用、再資源化の向上と環境負荷軽減に取り組むほか、養老町指定ごみ袋、可燃ごみ袋（小）に続き、可燃ごみ袋（大）につきましても取っ手つきごみ袋を導入し、町民のさらなる利便性の向上を図ってまいります。

また、県や警察署、消防署など関係機関と連携し、不法投棄の監視や野焼きの防止など環境パトロール活動を継続し、良好な生活環境の維持に努めてまいります。

また、県史跡の指定を受けることが見込まれる象鼻山古墳群につきましては、地域住民と連携し、保護と活用に向けより一層の環境整備に努めてまいりたいと存じます。

中央公園野球場においては、令和８年度、東日本２部軟式野球大会、令和10年度には高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会の会場の一つに決定していることから、第２期養老町スポーツ推進計画に基づく施設整備を行い、大会の適切な運営に資するとともに、町民がスポーツに親しめる契機としてまいります。

人権につきましては、女性や子供、高齢者、障害のある人、同和問題などの部落差別、外国人等に関する人権侵害だけでなく、近年では感染症患者、性的マイノリティー、インターネットによる人権侵害等も問題となっていることから、第４次養老町人権施策推進指針を策定し、人権施策を総合的・体系的に推進することで、全ての人の人権が尊重される町の実現を目指してまいります。

健康づくりでは、新年度から始まる養老町第４次健康増進計画及び養老町第２次いのち支える自殺対策行動計画に基づき、地域住民や様々な関係機関と行政が連携し、健康寿命の延伸に向けた施策を展開してまいります。さらには、本町独自の健康アプリＹＯＲＯ健康通帳を活用し、心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、町民一人一人の主体的な健康づくりを支援してまいります。

また、特定健診の受診状況等に応じて受診勧奨を行い、医療機関への適正な受診の促進を図るとともに、後発医薬品の利用推進により医療費の抑制も図ってまいります。

地域福祉につきましては、地域で生活する人々が支え合い、安心して生活ができる地域共生社会の実現を目指して、災害時に支援が必要となる避難行動要支援者の方に一人でも多く避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画の作成を促し、平常時からの見守りや災害時の安否確認、避難支援など、地域ぐるみでの助け合いができる体制整備を継続して進めてまいります。

また、第９期介護保険事業計画に基づく事業を推進するとともに、高齢者を対象とした緊急通報システム端末の装置の一部については、導入より20年以上が経過していることから現行端末装置へと順次更新してまいります。

また、高齢者を中心とする国民の健康保持、増進、社会参画、生きがいの高揚を図り、触れ合いと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、全国健康福祉祭（ねんりんピック）が岐阜県において開催され、本町は10月にペタンク競技を担当いたします。本町の魅力を全国にアピールする機会とするため、全国から参加する皆様を心を込めてお迎え

いたします。

さらに、第４次養老町障がい者プランに基づき、個々の障害の特性に応じた総合的な自立支援を推進するとともに、障害のある人もない人も地域で安心して暮らし続けることができる社会づくり、まちづくりを目指して事業を進めてまいります。

行政サービスの向上では、令和８年度からの運用開始を目指し、町ホームページをリニューアルいたします。閲覧者のニーズやアクセシビリティーに対応し、効果的かつ効率的な情報発信により、見やすく、分かりやすい、魅力あるホームページとしてまいります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和３年に制定されたことに伴い、デジタル基盤改革支援補助金を活用し、住民基本台帳、個人住民税及び児童手当などを含む18業務システムを国が定める各情報システムの標準仕様書に適合できるよう新年度末までに更新してまいります。

町政の健全運営を推進する上で主要な財源であり、町歳入の約４分の１を占める町税は、人口減少、少子高齢化の進行などにより将来的な減少傾向が見込まれるところでございます。しかしながら、持続可能なまちづくりを進める上で、自主財源である町税の収入を安定的に確保していくことは必要不可欠であることから、期限内納付の推進はもとより、滞納者が有する特殊性を考慮した滞納整理に取り組むとともに、悪質、高額滞納者に対しては滞納処分を強化するなど、収納率の向上及び滞納額の縮減に努めてまいります。

また、養老町斎苑清華苑については、家族葬、親族葬といった利用者の要望に応じた利用促進を図るため、告別式場使用料等の見直し、新たな料金体系といたします。

公共施設等の管理につきましては、養老町公共施設等総合管理計画に基づき、現課題を共有、把握し、集約化や複合化等も含めた中長期的な視点を持って目標達成に向けた取組を推進してまいります。

３．新年度予算編成。

本町の財政状況につきましては、令和５年度の経常収支比率は２ポイント増加し、87.7％となり、依然として高い水準にあります。健全化判断比率においては、実質公債費比率は0.4ポイント増加し8.2％、将来負担比率については5.2ポイント改善し32.6％となりました。

一般会計における地方債の現在高は、令和４年度以降は借入れを抑制できていることにより、本年度末に約94億円となる見込みで減少傾向となっております。

新年度の予算規模につきましては、一般会計が前年度比7.2％増の128億8,300万円、国民健康保険特別会計など７つの特別会計及び２つの企業会計では、合わせて対前年度比2.7％増の85億9,230万円で、総額は対前年度比5.3％増の214億7,530万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、町税は対前年度比4.79％増の34億6,804万円を計上いたしました。地方交付税につきましては、対前年度比1.49％増の26億5,750万円を見積もりました。また、町債につきましては、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以降、初めて発行額がゼロとなりましたが、中央公園野球場整備工事のための中央公園改修事業債に１億8,600万円、道路整備事業として地方道路等整備事業債に１億560万円など、総額で６億5,190万円を計上いたしました。

以上、町政運営に臨む所信の一端と主要施策を述べてまいりました。これら諸施策の実現に当たりましては、議員各位並びに町民の皆様、各種団体の皆様、事業者の皆様と手を取り合い、全力で取り組んでまいる所存でございます。より一層の御理解、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが令和７年度の施政方針といたします。

○議長（北倉義博君）　町長施政方針の説明が終わりました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第５、報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第８、報告第４号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）までの４件を一括上程し、議題とします。

なお、本件は、地方自治法第180条第２項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま一括上程賜りました報告第１号から報告第４号まで、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第２項により、４件の道路管理瑕疵における損害賠償の額の決定について順次報告をするものでございます。

報告第１号及び報告第２号の事故等の概要につきましては、令和６年８月31日、町道根古地大場下笠１号線において、走行中の自動車が道路舗装破損によりタイヤ等が破損したことにより損害賠償するものでございます。

報告第１号につきましては令和７年１月６日に、報告第２号につきましては令和７年１月８日にそれぞれ示談が成立し、損害賠償の額が決定したため、専決処分をいたしました。

次に、報告第３号及び報告第４号の事故等の概要につきましては、令和６年８月30日に町道安久橋爪１号線において、走行中の自動車が道路の舗装剥離によりタイヤ等が破損したことにより損害賠償をするものでございます。

報告第３号につきましては令和７年１月22日に、報告第４号につきましては令和７年２月６日にそれぞれ示談が成立し、損害賠償の額が確定したため、専決処分をいたしま

した。

内容につきまして、専決第２号から専決第５号までの専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第１号から報告第４号まで、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　報告が終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時31分　休憩）

（午前10時45分　再開）

○議長（北倉義博君）　休憩を解き、再開いたします。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第９、承認第１号　専決処分の報告並びにその承認について（令和６年度養老町一般会計補正予算（第７号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました承認第１号　専決処分の報告並びにその承認について（令和６年度養老町一般会計補正予算（第７号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、国の令和６年度の補正予算成立に伴い拡充されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を特に受ける低所得者対策に対する給付金事業を早期に実施するため、歳入歳出それぞれ7,948万円を追加し、予算総額を128億4,216万3,000円とするもので、令和７年１月６日に専決処分したものでございます。

詳細につきましては、総務部長、住民福祉部長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては総務部関係はございませんので、歳入について説明をさせていただきます。

６、７ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として7,948万円を計上いたしました。

なお、補正予算に伴う人件費の詳細につきましては、10ページから12ページに給与費明細書を添付しておりますので、そちらで御確認ください。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君）　それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

住民福祉部関係につきましては歳出のみでございますので、歳出について御説明させていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款３民生費、項１社会福祉費、１目社会福祉総務費の低所得者世帯支援枠（非課税世帯）給付金給付事業では、国の低所得者支援及び定額減税補足給付のうち、低所得者支援のための追加給付により、令和６年度住民税非課税世帯2,400世帯に３万円及びそのうち扶養されている18歳以下の子の加算分160人に２万円の給付を行うため、給付金7,520万円及び関連する諸経費を合わせて総額7,948万円を計上いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第10、議案第１号から日程第27、議案第18号までの計18議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第10、議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第１号　刑法等の一部を改正する法

律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明をさせていただきます。

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）が令和７年６月１日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これに代わり新たに拘禁刑が創設されることから、引用する３つの条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、令和７年６月１日から施行されることに伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が新たに創設されることから、本町の条例においても「懲役」及び「禁錮」の用語を使用している条例につきまして、「拘禁刑」に改めるものでございます。

それでは、別添資料の新旧対照表を御覧ください。

改正する条例は、第１条の養老町職員の給与に関する条例、第２条の養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第３条の養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例で、いずれも現行条例の「禁錮」とあるものを「拘禁刑」に改める改正でございます。

最後に、附則についてでございます。

第１項は施行日についてです。令和７年６月１日から施行いたします。

第２項及び第３項は、罰則の適用に関する経過措置を定めるもので、条例の施行日の前後にした行為に対する経過措置について規定しております。

第４項は、人の資格に関する経過措置を定めるもので、今回の法律の施行前に懲役、禁錮とされた者について、施行後においても同様の資格とみなすための規定でございます。

第５項は、第１条の養老町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、今回の法律並びに条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪で起訴された者は、条例第19条の３第１項第１号及び第５項第３号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすとの規定でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第11、議案第２号　養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第２号　養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第46号）が公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

第２条の改正につきましては、改正法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、引用条文に項ずれが生じるため、第２号の「第２条第８項」を「第２条第９項」に、第３号の「第２条第12項」を「第２条第13項」に、第４号の「第２条第14項」を「第２条第15項」に改めるものです。

また、別表第１及び別表第２の改正につきましては、個人番号の利用範囲として、第４条で規定する事務のうち１つが名称を変更したことに伴い、同事務の名称を「養老町ねたきり高齢者等日常生活購入費助成事業実施要綱」を「養老町在宅高齢者日常生活用品購入費助成事業実施要綱」に改めるものです。

最後に、施行日につきましては、令和７年４月１日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第12、議案第３号　養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第３号　養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表１ページを御覧ください。

まず第８条の３の改正については、育児、または介護を行う職員の早出・遅出勤務について、対象となる子の規定を整備するものです。

次に、第８条の４の改正については、深夜勤務及び時間外勤務の制限を行う職員の対

象を３歳未満の子のある職員から小学校就学前までの子のある職員に拡大するものです。

次に、第16条の改正については、介護休暇の取得に関し、要介護者となる対象者の定義を追加するものです。

次に、第18条の２の改正については、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知を強化するため、家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する制度の周知及び意向確認、また早期の情報提供について新たに規定を設けるものです。

次に、第18条の３の改正については、介護両立支援制度の請求が円滑に行われるよう、勤務環境の整備に関する措置を新たに設けるものです。

次に、施行日につきましては、この条例は令和７年４月１日から施行します。

また、附則第２項については、育児、または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定による請求を行う場合について経過措置を設けるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第13、議案第４号　養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第４号　養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表１ページを御覧ください。

まず第19条第３項の改正については、非常勤職員の部分休業の承認について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用する規定の条項を改めるものです。

次に、施行日につきましては、この条例は令和７年４月１日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第14、議案第５号　養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第５号　養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第22号）が公布され、令和７年４月１日より施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員等の旅費に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

別表第１及び別表第２における宿泊料について、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、法律を引用している規定を改めるものです。

次に、施行日につきましては、令和７年４月１日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第15、議案第６号　養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第６号　養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和６年の人事院勧告を受けて、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和７年４月１日から施行となる規定について、町においても国に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表１ページを御覧ください。

第９条第２項の改正については、扶養手当の支給対象となる扶養親族から配偶者を削除するものです。

第９条第３項の改正については、扶養手当の月額を扶養する子については、１人１万円から１万3,000円に引き上げるものです。

第９条第５項については、扶養手当の支給に関し必要な事項について、町の規則への委任の規定を新たに設けるものです。

第10条については、第９条第５項に町の規則への委任規定を追加したことに伴い、給与法の改正に準じて扶養手当の支給に関する規定を削除するものです。

第10条の２の改正については、第９条の配偶者に関する規定を削除したため、新たに配偶者の定義を追加するものです。

第11条の改正については、通勤手当の支給に関し、１か月当たり５万5,000円の限度額を15万円に引き上げる改正を行うものです。

第11条の２の改正については、単身赴任手当の支給について、新たに任用した職員に対しても支給できるよう改正を行うものです。

第18条の２の改正については、管理職特別勤務手当の支給の対象となる勤務について、週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間を午後10時から翌日の午前５時までの間に改めるものです。また、支給金額についても、国に準じて限度額を引き上げるものです。

第21条の２第２項の改正については、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当が支給できるよう適用除外の規定を削除するものです。

第21条の２第３項の改正については、任期付短時間勤務職員についての適用除外について、削除した第10条の規定を削るものです。

別表第１については、給料表の改定を行うものであります。

次に、施行日につきましては、令和７年４月１日から施行します。

附則第２項については、行政職給料表の３級から７級について、各級の初号の額を引き上げる改定が行われたため、号給の切替えの規定を新たに設けるものです。

附則第３項については、号給の切替えについて必要な規定を設けるものです。

附則第４項については、扶養手当の経過措置を規定するものです。令和７年度については、月額配偶者は3,000円、子は１万1,500円支給となります。

附則第５項については、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置を設けるものです。

附則第６項については、町の規則への委任規定としております。

次に、附則第７項、養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、別添資料、新旧対照表21ページを御覧ください。

第８条の改正については、給与条例の適用除外について、給与条例の改正に伴い削除された扶養手当の支給に関する規定を削るものです。

次に、附則第８項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、別添資料、新旧対照表22ページを御覧ください。

第２条の改正については、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給できるよう適用除外の規定を削除するものです。

次に、附則第９項、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、別添資料、新旧対照表23ページを御覧ください。

まず第５条第２項の改正については、扶養手当の支給対象となる扶養親族から配偶者を削除するものです。

次に、第19条の改正については、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当が支給できるよう適用除外の規定を削除するものです。

次に、附則第10項、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、別添資料、新旧対照表24ページを御覧ください。

この整備条例は、令和５年４月１日から施行された定年引上げに関する地方公務員法の改正に伴い制定したものであります。

附則第５条第７項の改正については、給与条例の経過措置として、暫定再任用職員の給与に関する適用除外の規定のうち、住居手当に関する規定を削除するものです。

附則第７条の改正については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置として、暫定再任用職員の給与に関する適用除外の規定のうち、住居手当に関する規定を削除するものです。

次に、附則別表については、附則第２項に規定する号給の切替え表となります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第16、議案第７号　養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第７号　養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第46号）が公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、本条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　永嶺税務課長、演台にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

引用元である法律の改正に伴い、項番号にずれが生じることから改正を行うもので、第28条の２第10項中の「第２条第15項」を「第２条第16項」に、第42条の６第１項第１号中の「同条第15項」を「同条第16項」に、第71条第２項第２号中の「第２条第15項」を「第２条第16項」に、第118条の２第２項第１号中の「第２条第15項」を「第２条第16項」に、第134条第１号中の「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものです。

なお、施行日については、令和７年４月１日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第17、議案第８号　養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第８号　養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第109号）及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）が公布され、令和７年４月１日より施行されることに伴い、本条例について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この改正は、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直し及び経過措置の延長、栄養士の配置等の規定について改正するものです。

別添資料の養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表２ページを御覧ください。

第７条第２項については、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、当該連携施設を確保しないことができるとするものとし、同条第３項では、前項各号の保育内容支援連携協力者について規定を新設するものであります。

また、第７条第２項及び第３項の新設に伴い、第７条中第２項を第４項とし、以下、項ずれを改めるものです。

第７条第４項については、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である

と町長が認めるときは、当該連携施設を確保しないことができるものとするものとし、同条第５項については、前項各号の代替保育連携協力者について規定するものであります。

４ページを御覧ください。

第17条第１項第２号については、栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができることとするものです。

附則第３条については、第７条第１項の規定に関わらず連携施設を確保しないことができる期間について、連携施設経過措置を５年延長し、「10年」を「15年」に改正するものです。

施行日につきましては、令和７年４月１日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　１点お伺いしたいと思います。

何か所か出てきたんですけれども、当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であることという、この著しく困難というのはどういう状況なのか、想定されるものを具体的にお知らせいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君）　香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君）　ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

代替協力者につきまして、町のほうで探してもどうしても見つからない場合が対象となります。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　この条例変更に伴って、現状の事業所に対してどのような影響があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（北倉義博君）　香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君）　ただいまの松永議員の御質問にお答えいたしま

す。

現在対象施設において連携できる施設のほうの確保ができておりますので、今改正に当たりまして特に支障となることはございません。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第18、議案第９号　養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第９号　養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）が公布され、令和７年４月１日より施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　香川子ども課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この改正は、先ほどの養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正と同様に、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直し及び経過措置の延長について改正するものであります。

別添資料の養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表２ページを御覧ください。

第43条第２項については、特定地域型保育事業者等による保育内容支援の提供に係る

連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、当該連携施設を確保しないことができるとするものとし、同条第３項では、前項各号の保育内容支援連携協力者について規定を新設するものであります。

また、第43条第２項及び第３項の新設に伴い、第43条中第２項を第４項とし、以下、項ずれを改めるものです。

第43条第４項については、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、当該連携施設を確保しないことができるとするものとし、同条第５項については、前項各号の代替保育連携協力者について規定するものであります。

附則第４条については、第43条第１項の規定に関わらず連携施設を確保しないことができる期間について、連携施設経過措置を５年延長し、「10年」を「15年」に改正するものであります。

施行日につきましては、令和７年４月１日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第19、議案第10号　養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第10号　養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第61号）が公布され、介護保険法施行規則第140条の66第１号の規定する市町村地域包括支援センターの職員の配置基準が見直されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　無藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例新旧対照表を御覧ください。

具体的な改正内容としましては、人員確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能にするものであります。

第２条第１項については、これまでは一のセンターが担当する区域における第１号被保険者、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、その他これに準ずる者、社会福祉士、その他これに準ずる者、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者のいわゆる３職種を専従・常勤の職員としてそれぞれ１人配置することとしていたところでございますが、引き続きこれを原則とした上で、養老町介護保険運営協議会地域包括支援センター運営部会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるようになります。

次に、第２項を新設し、センターにおける効果的な運営に資すると養老町介護保険運営協議会地域包括支援センター運営部会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第１号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになります。この場合についても、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められていますが、個々のセンターには３職種のうちいずれか２以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされています。

また、第２条第２項の新設に伴い、第２条中第２項を第３項といたしました。

なお、この条例は、令和７年４月１日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をしたいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第20、議案第11号　養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第11号　養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第53号）が令和７年４月１日より施行され、栄養士法（昭和22年法律第245号）が一部改正されることに伴い、指定地域密着型サービス施設の職員配置基準が見直されることとなりますので、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　無藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

第151条第13項の改正規定では、栄養士法の改正に伴い、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることを受け、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所等が併設される場合に、当該併設される事業所に配置しないことができる職員のうち、栄養士に管理栄養士を加える旨を規定するものであります。

なお、この条例は、令和７年４月１日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第21、議案第12号　養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第12号　養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第221号）が公布され、令和７年６月１日より施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　吉村建設課長、演台にて補足説明。

○産業建設部建設課長（吉村和人君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部改正についてですが、このたび、関係法令の改正により、本条例中の該当引用条項を改めるものです。

第４条第６号中、「第21条第２項第１号」を「第22条第２項第１号」に改めるもので

す。

なお、この条例は、令和７年６月１日から施行するものです。

以上で、議案第12号　養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第22、議案第13号　養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第13号　養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和６年第４回定例会におきまして議決を受け、令和７年10月１日より施行される養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の改正規定において、建設業法施行令及び国立大学法人施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第366号）が令和６年12月11日に公布され、同月13日に施行されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表の１ページを御覧ください。

第３条第１項の改正規定に係る第11号及び第４条第１項の改正規定に係る第８号について、建設業法施行令の「第34条第１項及び第２項」を「第37条第１項及び第２項」に改めるものです。

施行日については、この条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第13号　養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第23、議案第14号　養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第14号　養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和７年政令第37号）が公布され、令和７年４月１日より施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜ります

ようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　大倉消防長、演台にて補足説明。

○消防長（大倉　巧君）　それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（以下「基準政令」と申し上げます。）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めているものであります。

この補償基礎額は、国家公務員の給与月額を日額換算した額を基に算出されております。昨年12月に一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、給与月額の引上げ及び扶養手当支給額が改定されたことを受け、基準政令で定める非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が引き上げられたことに伴い、改正を行うものです。

別添資料の養老町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表を御覧ください。

まず第５条第２項第２号については、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、上限額を１万4,200円から１万4,500円に引き上げる改正を行うものです。

次に、第５条第３項については、扶養に係る補償基礎額の加算額のうち、第１号に該当する扶養親族の加算額を217円から100円に引き下げ、第２号に該当する扶養親族の加算額を333円から383円に引き上げる改正を行うものです。

次に、別表の補償基礎額表については、各階級及び勤務年数に応じて補償基礎額をそれぞれ引き上げる改正を行うものです。

施行日につきましては、この条例は令和７年４月１日から施行します。

経過措置として、この条例の改正規定並びに改正別表の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるものとします。

以上で、議案第14号　養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をしたいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　ただいま説明を受けましたが、消防団員等ということですので、消防作業等に従事しという文言があるわけですが、これに関しては善意の一般の協力者という理解でよろしいでしょうか。

○議長（北倉義博君）　大倉消防長、演台にて答弁。

○消防長（大倉　巧君）　ただいまの松永議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

消防団員等というところの文言でございますけれども、救急業務協力者、または応急処置従事者等ということとなってございます。四角四面の回答ですが、そのように新旧対照表に表してございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　よろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　要するに、私が聞いたのは、善意の一般の協力者という意味でいいかということを聞いたわけです。

○議長（北倉義博君）　大倉消防長、自席にて答弁。

○消防長（大倉　巧君）　松永議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

善意の協力者を含むということでございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第24、議案第15号　養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第15号　養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第394号）が公布され、令和７年４月１日より施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　大倉消防長、演台にて補足説明。

○消防長（大倉　巧君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令、以下、責任共済令と申し上げます。は、消防団員が退職した場合において、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に対して支払わなければならない額を定めているものでございます。

市町村は、消防組織法の規定に基づき、消防団員が退職した場合に、条例で定めるところにより退職報償金を支給いたしますが、通常この額は、責任共済令の額を条例で定める消防団員の退職報償金の額としております。今回、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、責任共済令で定める非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分が追加されたことに伴い、改正を行うものです。

別添資料の養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。

別表の退職報償金支給額表について、35年以上の区分を追加することに伴い、各階級に応じて退職報償金支給額の追加改正を行うものです。

施行日につきましては、この条例は令和７年４月１日から施行いたします。

経過措置として、この改正別表の令和７年４月１日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例によるものとします。

以上で、議案第15号　養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午後０時02分　休憩）

（午後１時10分　再開）

○議長（北倉義博君）　休憩を解き、再開いたします。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第25、議案第16号　養老町スマイル町民パターゴルフ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第16号　養老町スマイル町民パターゴルフ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての説明をさせていただきます。

養老町スマイル町民パターゴルフ場は、町民のスポーツに対する関心を高め、生涯スポーツとして健康増進を図り、人々との交流、親睦を図ることを目的に平成６年に設置をされました。

本施設は、当時、新たなレジャースポーツを行うための生涯学習・生涯スポーツ施設として設置され、利用されてまいりましたが、その後は人々の嗜好が多種多様になったこともあり、ここ数年利用者がないため、現在利用を休止している状況でございます。

本施設の本来の用途であるパターゴルフ場としての機能をなしていないことから、今後は他の用途への利活用について検討していくため、本条例を廃止にするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

以上で、議案第16号　養老町スマイル町民パターゴルフ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　では、質問させていただきます。

大綱的な視点で質問させていただきたいんですけれども、先ほど廃止後、今後の利活用を検討していくという話だったんですけれども、あのままではその利活用というのは難しいと思うんです。当然、更地にまずするとは思うんですけど、今現状、養老町内を見ると、公共施設を廃止した後、そのままほったらかしになるようなパターンは散見されております。この辺りが危惧されるんですけれども、ここの場所について、このパターゴルフ場の廃止後の今後一旦どういうふうにするのか、どのぐらいの時点で更地にするなり、そのまま例えば民間に売却する予定があるとか、そういった辺りのことについて計画があるならお示しいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

今この条例は縛りがございまして、御存じのとおり、この条例でパターゴルフ場となっておりますけれども、廃止後ですけれども、小畑地区、多芸東部地区、日吉地区、関係区長さんにも以前お話ししたんですけれども、区長会長さんと、意見を交えながら今休止にしておるんですけれども、様々な地区、特に小畑と日吉地区の間にありますので、所在は飯田なんですけれども、何にするんだというようなことで利活用についていろんな御意見をいただいておりますけど、私としては、せっかく工業団地ができておりまして用地が不足しているようなお話もございますので、条例の廃止の議決をいただいた後に公募をかけて売却するなり、できれば有効利用をちょっと考えたいというふうに考えておりますが、私としては企業、近くの企業に使っていただくのが一番いいんではないかなというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　このパターゴルフ場の面積と地目はどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　失礼いたします。

地目は雑地ですね、平米は3,893平米。現在休止にしておりまして、見ていただいたら分かりますけれども、ちょっと先ほど御質問にもありましたけど、放置的な状態になっておりまして何とかしなくてはいけないというふうに考えております。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第26、議案第17号　養老町障害者福祉年金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第17号　養老町障害者福祉年金条例を廃止する条例につきまして説明をさせていただきます。

本町では障害者福祉の増進を目的に、昭和53年より障害者福祉年金を支給してまいりましたが、その法整備や制度改正により障害者支援制度が拡充しており、障害者福祉サービスの利用者も年々増加傾向にあることから、今後も長期にわたり障害者の方への生活や社会参加への支援を安定的に行うため、現金給付からサービス給付へ転換を図っていくため、本条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　無藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本町では養老町障害者福祉年金条例に基づき、障害者の福祉増進を目的に、昭和53年より福祉年金の支給を行ってまいりました。昨年９月末における年金支給対象人数は1,257名となっておりまして、年金額は障害等級ごとに身体障害１級、知的障害Ａ、Ａ１、Ａ２、精神障害１級の方で月額1,750円、身体障害２級の方で月額1,100円、身体障害３級、知的障害Ｂ１、精神障害２級の方で月額780円となっております。

今回の制度廃止に至った背景といたしましては、制度を開始した当初と比較し、障害者を取り巻く環境は変化してきており、各種サービスの無償化や雇用機会の増加など、社会全体で障害者支援の機運が醸成されてきたこと、また様々な支援制度の拡充などにより障害福祉サービスを利用される方が年々増加していることから、今後も継続的に安定的なサービス給付体制を維持していくため、現行の現金給付制度からサービス給付制度等への転換、支援制度等のさらなる充実を図っていく必要があるとの判断に至ったため、本条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、令和７年４月１日から施行するものであります。

また、本年３月までに既に受給対象である者に係る年金の支給につきましては、令和６年度予算にて行うため、経過措置を規定するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　この年金は、先ほども説明がございましたように障害者約1,300人ほどに給付をされてきました。障害者地域支援協議会の場においてもいろいろ御意見が出まして、執行のほうから、今後は障害者の福祉のサービス関係に関する事業に使っていきたいというような説明がございました。

今もそういう説明がございましたが、約1,800万から1,900万、今年度の予算では約1,900万が減額になっておるわけですが、そのお金を具体的にどのようにサービス給付をするのか、事業に充てていくのか、今町のほうで検討されている事業等があったらお示しをいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

財源的なものにつきましては、この障害者福祉年金が減らしたからといって総体的に福祉全体のほうで予算的には組んでおりますので、費用的なものは総体的なものの中で、御存じのように対前年の事業、一般会計ベースでも増えておりますので、全体的にいろんな事業を取捨選択しながら見直したという考え方でございます。

具体的な事業としましては、１点目は親亡き後問題、これも議員御存じのとおりいろいろ各団体でも勉強会をやっていただいておりますけれども、成年後見人制度に関する相談や利用支援、関係機関との連携調整、後見人育成等の可能な体制整備を今後目指していきたいというふうに考えております。

２点目は、社会変化に伴って生じている課題に対応するため、国が推進しております重層的支援体制の整備事業、これも実施してまいりたいと検討しております。具体的には、障害者をはじめ高齢者、子供、生活困窮者等を支援する、必要とする全ての地域住民の相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応するような体制の整備を考えております。

また、新年度におきましては、障害者手帳を取得していない小児慢性特定疾病の障害の方に日用品生活の用具の給付を可能とする事業を実施する予定としております。

さらには町内の放課後デイサービス事業所が不足しておる、垂井とか大垣、安八なんかでもやっておる事業所がありますけれども、そういった事業所が不足しているため整

備を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　現在、日本では精神疾患の患者が600万人と言われておりまして、600万人というのは20人に１人が精神疾患を患っておるというような報道がございました。

養老町内においても、そういう精神疾患の患者さん、国保の関係で医療にかかっておる方が精神疾患の方が一番多いというような報告もございましたので、これは要望しておきますが、精神疾患の延長がひきこもり等になりますので、養老町のほうでぜひ、ひきこもり等の調査をしていただいて対策を練っていただきたいと、そういう支援もしていただきたいと思いますので、これは要望です。以上です。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第27、議案第18号　養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第18号　養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

養老町テレワーク施設の指定管理について、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条の規定に基づき、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の２第６項及び同条第４条１項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　佐竹産業観光課長、演台にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（佐竹達也君）　それでは、私のほうから補足説明をさせてい

ただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町テレワーク施設、通称YOROfficeでございます。

指定管理者となる団体は、神奈川県逗子市桜山５丁目10番43号、株式会社ＧＬＯＣＡＬ、代表取締役　加藤学でございます。

また、指定の期間は、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間でございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、当該施設の適正な運営を確保するため、１つ目として、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項第１号に規定する住民の平等な利用が確保されることについて、同社は全国で同様の施設を３施設運営しており、借受け地域の住民への利用促進を図っていることなどから、養老町のビジネスの拠点として、また公の施設としても平等に利用されることが考えられること。

２つ目として、同項第２号に規定する当該団体の計画する事業内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることについて、同社は全国で現在も同様施設を運営しており、施設間の連携を図ることで効果的、効率的な事業運営が可能であり、経費の縮減が期待できること。

３つ目として、同項第３号に規定する当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることについて、同社は令和５年度から令和６年度まで養老町テレワーク施設の指定管理者として運営を行った実績を鑑み、事業の継続性や管理に関するノウハウを有していること。

以上の点を総合的に勘案し、株式会社ＧＬＯＣＡＬを指定管理者として指定することが適当であると考えるものです。

以上で、議案第18号　養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　２点御質問させていただきたいと思います。

この新しい指定管理者の募集を昨年末にかけてしていたのはホームページ上で見ておりました。その結果、ほかにどのような会社が応募があった、何社応募があったかとい

うのを教えていただきたいのと、２点目は、先ほど説明の中でも約２か年この株式会社ＧＬＯＣＡＬが今のYOROfficeを運営していただいたわけですけれども、この中で抜本的に利用者が増えるような対策、運営というのがなされたようには見受けられませんでした。

このままさらに５年間この会社がやったとして、この点が改善されるというのも含めて選定に当たってのここの会社がよいという結論に至ったのか、その辺のことについて説明いただきたいと思います。

○議長（北倉義博君）　佐竹産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（佐竹達也君）　それでは、岩永議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目、そのほか何社程度応募があったかということでございます。

ＧＬＯＣＡＬのほか１社の応募がございまして、合計２社でございます。

また、２点目の質問につきましては、今回指定期間のほうを５年間とさせていただきました。今回、本テレワーク施設の運営においては一定の安定性と継続性が求められるということから、その施設の運営に必要な基盤を整えるための十分な時間を確保することを目的といたしまして５年という期間を設定させていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　再質問です。

今の説明、２点目の説明を受けますと、この５か年で全く今までと違った新しい事業展開がなされるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（北倉義博君）　佐竹産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（佐竹達也君）　質問に回答させていただきます。

そのとおりでございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第28、議案第19号　町道路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第19号　町道路線の変更についての説明をさせていただきます。

町道路線の変更につきましては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　吉村建設課長、演台にて補足説明。

○産業建設部建設課長（吉村和人君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

整理番号１の高田直江１号線につきましては、隣地地権者より袋小路である町道用地の払下げ要望による変更でございます。

整理番号２の小倉111号線につきましては、工事完了による道路形状の変更でございます。

なお、道路延長等につきましては、路線調書に記載してありますので御確認ください。

以上で議案第19号　町道路線の変更についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第29、同意第１号　教育委員会委員の任命同意については議題として上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、任命に係る同意の人事案

件であることから、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、日程第29、同意第１号　教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました同意第１号　教育委員会委員の任命同意についての説明をさせていただきます。

教育委員会委員である栗田千里氏が一身上の都合により令和７年３月31日付で辞職されることとなり、その後任に松永恒雄氏を養老町の教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町大場630番地。氏名、松永恒雄氏、60歳でございます。

なお、任期につきましては、同法第５条第１項の規定により、令和７年４月１日から令和７年10月７日までとなります。

以上で、同意第１号　教育委員会委員の任命同意についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

同意第１号　教育委員会委員の任命同意についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第30、同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第31、同意第３号　人権擁護委員候補者の推薦についてまでの計２件を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、推薦に係る同意の人事案件であることから、討論は省略することとし、各議案ごとに採決を行います。

それでは、日程第30、同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第31、同意第３号　人権擁護委員候補者の推薦についてを一括上程し、議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま一括上程賜りました同意第２号から同意第３号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを説明させていただきます。

現在、人権擁護委員として活躍される河合政子氏及び小林隆幸氏の任期が令和７年６月30日をもって満了するため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がございました。

これを受けまして、河合政子氏の後任として、住所、岐阜県養老郡養老町大場867番地５、安田伸子氏を新たな人権擁護委員として適任であると判断し、御本人より御承諾を頂戴しました。

また、小林隆幸氏の後任といたしまして、岐阜県養老郡養老町室原713番地１、川地康満氏を新たな人権擁護委員として適任であると判断し、御本人より御承諾をいただきました。

よって、この２名につきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

なお、２人の人権擁護委員の任期につきましては、令和７年７月１日から令和10年６月30日までの３か年でございます。

以上で、同意第２号から同意第３号までの人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次採決を行います。

まず、同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第３号　人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第32、議案第20号　養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備

改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本件は提案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第20号　養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事請負契約の変更についての説明をさせていただきます。

養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事につきましては、令和６年10月18日に議決を得て、令和７年３月31日までを工期として進めてまいりましたが、当初の工期内での工事の完了が難しいため、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、工期の変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事につきましては、空調機器の排水のためのドレン管の取付けについて、天井内部にあります既設の換気角ダクトとトップライトにドレン管が干渉し、その施工方法の再考案に時間を要したこと、また部材選定も必要となったことから工程増となりました。

また、施設利用者がいる場合、音や振動のある作業はできないなど、当初の工期内での工事完了が困難となったため、工期を令和７年６月30日まで延長を行うものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第33、議案第21号から日程第39、議案第27号までの計７議案については、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第33、議案第21号　令和６年度養老町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第21号　令和６年度養老町一般会計補正予算（第８号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ２億1,654万1,000円を追加し、予算総額を130億5,870万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、養老鉄道活性化事業、定額減税補足給付金（不足額）給付事業、地方交付税などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、消防長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について説明をさせていただきます。

12、13ページを御覧ください。

款２総務費、項１総務管理費、12目減債基金費の減債基金積立金では、新規積立てをした定期預金の利率が当初の見込みより上回ったことから、不足する利息の積立てとして3,000円、また昨年12月に追加交付を受けました普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された4,671万1,000円を趣旨に沿って減債基金に積み立てることとしたため、合わせて4,671万4,000円を増額いたしました。

17目ふるさと応援基金費のふるさと応援基金積立金では、12目減債基金費と同様の理由により、不足する利息の積立てとして59万円を増額いたしました。

次に、14、15ページを御覧ください。

款９消防費、項１消防費、１目常備消防費では、消防職員の職員手当等として、奥能登豪雨災害に係る緊急消防援助隊の出動した費用として交付される金額79万9,000円と同額を増額いたしました。

なお、補正予算に伴う人件費の詳細につきましては、16ページから18ページに給与費明細書を添付しておりますので、そちらで御確認ください。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款10地方交付税、項１地方交付税、１目地方交付税では、普通交付税として、国の補正予算により昨年12月に１億5,304万9,000円の追加交付を受けたことにより、７月に交付決定を受けた25億922万円と当初の予算額との差額9,052万円と合わせて合計２億4,356万9,000円を増額いたしました。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として5,140万5,000円を増額しました。

款16財産収入、項１財産運用収入、２目利子及び配当金では、減債基金利子、ふるさと応援基金利子及びまちづくり整備基金利子において、新規積立てをした定期預金の利率が上昇したことに伴い、合わせて利子61万7,000円を増額いたしました。

次に、10、11ページを御覧ください。

款18繰入金、項１基金繰入金、４目ふるさと応援基金繰入金では、財源調整のため１億8,242万1,000円を減額いたしました。このため、12、13ページの款２総務費、項１総務管理費、５目財産管理費の電算及び文書印刷管理費で2,800万円、款３民生費、項１社会福祉費、３目福祉医療費の乳幼児等医療事業及び重度心身障害者医療事業で１億500万円、款４衛生費、項１保健衛生費、２目予防費の予防接種事業で2,800万円、項２清掃費、１目塵芥処理費の分別回収事業で2,142万1,000円とそれぞれ繰入金を減らし、財源更正を行いました。

10、11ページに戻りまして、款20諸収入、項４雑入、２目雑入では、奥能登豪雨災害に係る緊急消防援助隊消防広域応援交付金として79万9,000円を計上いたしました。

款21項町債、項１町債、７目臨時財政対策債では、令和６年度普通交付税の算定により臨時財政対策債の発行可能額が2,844万6,000円となりましたので、当初予算額との差額104万6,000円を増額いたしました。

地方債の補正については、５ページの第３表　地方債補正に限度額の変更等あったものをまとめて掲載しております。

款22自動車取得税交付金、項１自動車取得税交付金、１目自動車取得税交付金では、県から交付額の通知がありましたので、新たに款を新設し、170万6,000円を計上いたしました。

戻りまして、４ページを御覧ください。

第２表　繰越明許費補正では、令和６年度内に事業が完了しない養老鉄道活性化事業8,038万円、低所得世帯支援枠（非課税世帯）給付金給付事業7,948万円、定額減税補足給付金（不足額）給付事業5,140万5,000円、出産・子育て応援事業646万6,000円、斎苑

の維持管理費4,292万1,000円、担い手確保・経営強化支援事業1,349万円、道路新設改良費1,752万1,000円、中央公園維持管理整備事業費290万7,000円について繰越明許費を設定いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君）　それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページを御覧ください。

款３民生費、項１社会福祉費、１目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金では、国民健康保険基盤安定負担金の額等が決定されましたので739万3,000円を増額いたしました。

介護保険事業特別会計繰出金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する費用への繰出金として17万6,000円、給付費の増に伴い、介護給付費町負担分として198万円、地域支援事業（総合事業）への町負担分として15万4,000円、合計231万円を増額いたしました。

また、定額減税補足給付金（不足額）給付事業では、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、定額減税並びに令和６年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の額に不足があることが判明した方に追加で給付するため、諸経費併せて5,140万5,000円を新たに計上いたしました。

３目福祉医療費の重度心身障害者医療事業では、重度心身障害者等の医療機関受診が増えたことに伴い、扶助費454万8,000円を増額いたしました。

款４衛生費、項１保健衛生費、１目保健衛生総務費の出産・子育て応援事業では、妊婦のための支援給付交付金導入に伴う健康管理システム改修に要する費用として、委託料116万6,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、１目民生費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定負担金29万9,000円を増額いたしました。

項２国庫補助金、３目衛生費国庫補助金の出産・子育て応援事業補助金では、妊婦のための支援給付交付金導入に伴う健康管理システム改修費補助金116万6,000円を増額しました。

次に、款15県支出金、項１県負担金、１目民生費県負担金では、国民健康保険基盤安定負担金、県費分として471万6,000円を増額いたしました。

項２県補助金、２目民生費県補助金では、福祉医療費補助金（重度心身障害者医療

費）を227万3,000円増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中　修君）　それでは、産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明をさせていただきます。

12、13ページを御覧ください。

款２総務費、項１総務管理費、６目企画費の養老鉄道活性化事業では、養老線鉄道事業再構築実施計画に基づき実施する修繕等に対して、沿線７市町で養老線管理機構へ補助するもので、負担金として8,337万4,000円を増額いたしました。

次に、18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、環境整備協力金が当初予算より増加する見込みであることから、積立金として105万5,000円を増額いたしました。

次に、款６農林水産業費、項１農業費、１目農業委員会費の農業委員会費では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績に応じて配分される交付金が当初の見込みを上回ったため、報酬として406万2,000円を増額いたしました。

次に、５目土地改良費の揚排水機管理手当等では、異常気象の影響により稼働時間が増大したため、補助金として1,265万円を増額し、また県営基幹農道整備事業では、県で実施されている測量設計業務及び地質調査業務において追加の業務が発生したため、負担金として47万5,000円を計上いたしました。

次に、14、15ページに移りまして、款７商工費、項１商工費、３目、観光事業振興費では、田口福寿会からの助成金219万9,000円を充当し、財源更正をいたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、養老鉄道の施設整備計画が社会資本整備総合交付金の地域公共交通再構築事業の事業採択を受けたことから、社会資本整備総合交付金として3,972万9,000円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項２県補助金、１目総務費県補助金では、岐阜県鉄道事業再構築事業費補助金が今年度より創設されたことから1,295万8,000円を増額し、養老鉄道活性化事業へ財源充当し、それぞれ財源更正をいたしました。

次に、４目農林水産業費県補助金では、岐阜県農業振興事業補助金（農地利用最適化交付金）として406万2,000円を増額いたしました。

次に、10、11ページに移りまして、款20諸収入、項４雑入、２目雑入では、田口福寿会助成金として219万9,000円を計上し、また環境整備協力金の増加に伴い103万1,000円を増額いたしました。

次に、款21町債、項１町債、１目総務債では、地域公共交通再構築事業に係る地域公共交通再構築事業債3,030万円を増額いたしました。

なお、地方債の補正については、５ページの第３表　地方債補正に変更として掲載しております。

次に、４目農業債では、県営農道整備事業債として40万円を増額いたしました。

なお、地方債の補正については、５ページの第３表　地方債補正に追加として掲載しております。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君）　それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明させていただきます。

14、15ページを御覧ください。

日吉小学校屋内運動場照明更新工事について、令和６年12月議会にて町債、脱炭素化推進事業債を活用する予定で議決をいただいたところでございますが、このたび国の補正予算債においての事業前倒し及び交付金事業による補正予算債の積極的な活用を依頼する通知を受けました。

本工事は、国の交付金の採択を受け、より有利な地方財政措置であることから、補正予算債、学校教育施設等整備事業債を活用することとなったため、款10教育費、項２小学校費、１目学校管理費において、小学校校舎等施設整備事業を財源更正いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、５目教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金として210万8,000円を計上いたしました。

次に、10、11ページを御覧ください。

それに伴いまして、款21町債、項１町債、９目教育債では、学校教育施設等整備事業債として410万円を計上するとともに、脱炭素化推進事業債を取り下げるため、560万円を減額するものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、５ページの第３表　地方債補正に追加として掲載をしております。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　大倉消防長、演台にて補足説明。

○消防長（大倉　巧君）　それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から御説明いたします。

14、15ページを御覧ください。

款９消防費、項１消防費、１目常備消防費、常備消防維持管理運営事業へ県負担金７万9,000円を財源更正を行いました。

次に、８、９ページの歳入を御覧ください。

款15県支出金、項１県負担金、４目消防費県負担金では、能登半島地震に係る緊急消防援助隊活動の物件費分として交付決定を受けたため、緊急消防援助隊活動費負担金として７万9,000円を計上いたしました。

以上で消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第34、議案第22号　令和６年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第22号　令和６年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,548万8,000円を追加し、予算総額を32億8,425万5,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、保険給付費等の増額のほか、令和６年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定及び財政安定化支援事業の額の確定に伴うものなどでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、８、９ページの歳出について御説明申し上げます。

款２保険給付費、項２高額療養費、１目一般被保険者高額療養費では、高額療養費として1,352万1,000円を増額いたしました。

２目一般被保険者高額介護合算療養費では、高額介護合算療養費として50万5,000円を増額いたしました。

款５基金積立金、項１基金積立金、１目国民健康保険基金積立金につきましては、国民健康保険基金積立定期の利息として146万2,000円を増額いたしました。

次に、６、７ページの歳入について御説明申し上げます。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税では、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の滞納繰越分、合わせて739万3,000円を減額いたしました。

款４県支出金、項１県補助金、１目保険給付費等交付金では、普通交付金として一般被保険者高額療養費及び高額介護合算療養費分1,402万6,000円を増額いたしました。

款５財産収入、項１財産運用収入、１目利子及び配当金では、国民健康保険基金積立定期の利息として146万2,000円を増額いたしました。

款６繰入金、項１他会計繰入金、１目一般会計繰入金では、令和６年度国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定支援事業の額の確定などに伴い、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として608万9,000円、保険者支援分として185万9,000円、出産育児一時金等繰入金として66万7,000円、財政安定化支援事業繰入金として３万8,000円をそれぞれ増額し、未就学児均等割保険料繰入金として５万1,000円、国民健康保険産前産後繰入金として120万9,000円をそれぞれ減額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第35、議案第23号　令和６年度養老町上水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第23号　令和６年度養老町上水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を730万増額し、補正後の予算総額を４億7,958万9,000円に、また資本的収入を2,137万7,000円減額し、補正後の予算総額を３億172万3,000円に、また資本的支出を3,863万円減額し、補正後の予算総額を３億8,107万円とするものでございます。

補正する主な内容につきましては、（仮称）第５ポンプ場の更新工事に係る今年度支出予定額の減少に伴う消費税及び地方消費税額の増額及び国庫補助金の申請額を変更したことによる増額、また工事請負費、水道事業債を減額するものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

８、９ページの収益的支出から説明させていただきます。

款１水道事業費用、項２営業外費用、２目消費税及び地方消費税では、今年度から２か年で建設予定の（仮称）第５ポンプ場更新工事において、今年度の出来高に応じた工事費が当初予算２億3,280万円のところ１億4,394万円に減少したことにより、消費税及び地方消費税の支払い見込額が730万円増加したため補正を行うものです。

次に、10、11ページの資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。

収入につきまして、款１資本的収入、項１企業債、１目建設改良のための水道事業債では、今年度予定していた（仮称）第５ポンプ場更新工事費の減額により、起債予定額を2,510万円減額、項４国庫補助金、１目国庫補助金において交付予定額を増額変更したことにより372万3,000円増額しました。

また、支出につきましては、款１資本的支出、項１建設改良費、１目配水設備拡張費では、（仮称）第５ポンプ場更新工事に係る今年度分工事費の変更により3,863万円減額しました。

以上で、議案第23号　令和６年度養老町上水道事業会計補正予算（第２号）について

の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第36、議案第24号　令和６年度養老町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第24号　令和６年度養老町下水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出における金額の増減はございませんが、収益的収入の財源内訳を変更するものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

７、８ページの収益的収入についての説明をさせていただきます。

款１下水道事業収益、項２営業外収益、３目一般会計負担金におきましては、積算時に汚水資本費の算定誤りがあったため、4,767万7,000円減額し、款１下水道事業収益、項２営業外収益、４目他会計補助金を運営費に充てるため、4,767万7,000円増額いたしました。

以上で、議案第24号　令和６年度養老町下水道事業会計補正予算（第２号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第37、議案第25号　令和６年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第25号　令和６年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,742万7,000円を追加し、予算総額を31億8,247万4,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、保険給付費の各種サービス給付の増加等による給付費など所要額を計上してございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　無藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

８、９ページを御覧ください。

款１総務費、項１総務管理費、１目一般管理費では、法改正システム改修事業費35万2,000円を増額しました。

次に、款２保険給付費、項１介護サービス給付費、３目施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付費負担金では、本年度のサービス利用増加などにより1,138万7,000

円を増額しました。

６目居宅介護サービス計画給付費、居宅介護サービス計画給付費負担金では、サービス利用増加などにより159万6,000円を増額しました。

次に、項２介護予防サービス給付費、１目介護予防サービス給付費、介護予防サービス給付費負担金では、給付費の増加により47万円を増額しました。

２目地域密着型介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費負担金においても給付費の増加により73万7,000円を増額しました。

以下、同様に、本年度の動向に基づき、３目介護予防福祉用具購入費では23万5,000円を、５目介護予防サービス計画給付費では25万5,000円をそれぞれ増額しました。

次に、項４高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費では116万2,000円を増額しました。

次に、10、11ページを御覧ください。

款４地域支援事業費、項２介護予防・生活支援サービス事業費、１目介護予防・生活支援サービス事業費では、給付費の増加により121万円を増額しました。

項５その他諸費、１目審査支払手数料では、審査件数の増加により２万3,000円を増額しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

６、７ページを御覧ください。

まず、款３国庫支出金、項１国庫負担金、１目介護給付費負担金では、給付費の増額に伴い259万8,000円を増額しました。

項２国庫補助金、１目調整交付金においても給付費の増額に伴い79万3,000円を増額しました。

２目地域支援事業交付金（総合事業）においても給付費の増額に伴い30万9,000円を増額し、７目介護保険事業費補助金では、法改正システム改修事業に伴い17万6,000円を増額しました。

次に、款４支払基金交付金、項１支払基金交付金においても給付費の動向により、１目介護給付費交付金では介護給付費支払基金交付金427万7,000円を増額し、２目地域支援事業交付金でも地域支援事業支払基金交付金33万3,000円を増額しました。

次に、款５県支出金でも給付費の動向により、項１県負担金、１目介護給付費負担金では255万円を増額しました。

項２県補助金、１目地域支援事業交付金（総合事業）についても給付費の増額に伴い15万4,000円を増額しました。

次に、款７繰入金、項１他会計繰入金、１目介護給付費繰入金では、給付費の増額に伴い198万円を増額しました。

２目地域支援事業繰入金（総合事業）では、同じく給付費の増額に伴い15万4,000円

を増額し、５目その他一般会計繰入金では、法改正システム改修事業に伴い17万6,000円を増額しました。

次に、款８繰越金、項１繰越金、１目繰越金では、財源調整として前年度繰越金392万7,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第38、議案第26号　令和６年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第26号　令和６年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ53万1,000円を追加し、予算総額を2,041万8,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、介護予防支援事業費の委託料の所要額を計上するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　無藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君）　それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、８、９ページの歳出について御説明申し上げます。

款２サービス事業費、項１介護予防支援事業費、１目介護予防支援事業費では、介護予防支援プラン作成委託件数の増加により、委託料53万1,000円を増額しました。

次に、６、７ページの歳入について御説明申し上げます。

款１サービス収入、項１介護予防給付費収入、１目介護予防サービス計画費収入では、介護予防支援計画件数の増加により53万1,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第39、議案第27号　令和６年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま上程賜りました議案第27号　令和６年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ402万5,000円を追加し、予算総額を４億9,752万5,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、後期高齢者医療保険料の増加に伴う所要額を増額するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　無藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君）　それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、８、９ページの歳出について御説明申し上げます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、１目後期高齢者医療広域連合納付金では、岐阜県広域連合から当初予算編成時に想定された負担金算定額が保険料の動向により増額となったため、所要額402万5,000円を増額いたしました。

次に、６、７ページの歳入について御説明申し上げます。

款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、１目特別徴収保険料では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金と同様に、保険料の動向により増加が見込まれるため、261万6,000円を増額しました。

同様に、２目普通徴収保険料につきましても140万9,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は14時45分といたします。

（午後２時33分　休憩）

（午後２時45分　再開）

○議長（北倉義博君）　休憩を解き、再開いたします。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第40、議案第28号　令和７年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第50、議案第38号　令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの11議案を一括議題として上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　ただいま一括上程賜りました議案第28号　令和７年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第38号　令和７年度養老町後期高齢

者医療特別会計予算までの各予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算案の詳細につきましては、予算特別委員会において、各部長級職員、各課長級職員から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第28号　令和７年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて説明をさせていただきます。

この繰入れにつきましては、地方財政法第６条の規定に基づき、特別会計で事業を実施するため一般会計から繰り入れるもので、繰り入れる額としましては、食肉事業センターで実施する事業に7,091万円の繰入れでございます。

次に、議案第29号　令和７年度養老町一般会計予算の予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和７年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ128億8,300万円で、前年度比較８億6,000万円、7.2％の増でございます。

歳出の主なものは、電算及び文書印刷管理費で２億3,759万2,000円、養老鉄道活性化事業で２億746万5,000円、予防接種事業で１億614万5,000円、地域消費活性デジタル化事業で4,263万3,000、中央公園維持管理整備事業で４億559万6,000円、小学校情報化推進事業で１億3,080万円、中学校校舎等施設整備事業で１億1,603万6,000円、社会体育施設維持管理費で１億858万4,000円などでございます。

次に、議案第30号　令和７年度養老町国民健康保険特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ32億7,960万円で、前年度比較5,620万円、1.7％の増でございます。

増額の主なものは、保険給付費の増などによるものでございます。

次に、議案第31号　令和７年度養老町簡易水道特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ8,400万円で、対前年度比較6,240万円、288.9％の増でございます。

大幅な増額の要因は、上水道事業会計への繰出金の増額と西部簡易水道第１ポンプ場解体工事等による工事請負費の増額によるものでございます。

次に、議案第32号　令和７年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の予算案について説明をさせていただきます。

令和７年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ１億3,860万円で、前年度比較1,310万円、8.6％の減でございます。

減額の主なものは、工事請負費の減などによるものでございます。

次に、議案第33号　令和７年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ120万円で、前年度と同額でございます。

次に、議案第34号　令和７年度養老町上水道事業会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度上水道事業会計予算は、収益的収入は５億320万円で、前年度比較2,970万円、6.3％の増、収益的支出は５億970万円で、前年度比較3,830万円、8.1％の増でございます。

次に、資本的収入は３億1,830万円で、前年度比較480万円、1.5％の減で、資本的支出は５億750万円で、前年度比較8,780万円、20.9％の増でございます。

資本的支出の増の主なものは、水道料金システムの更新に係る委託料の新規計上などによるものでございます。

資本的支出の増の主な要因は、配水設備改良費の増によるものでございます。

次に、議案第35号　令和７年度養老町下水道事業会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度下水道事業会計予算は、収益的収入４億1,720万円で、前年度比較310万円、0.7％の減、収益的支出は３億5,910万円で、前年度比較1,450万円、3.9％の減でございます。

次に、資本的収入は9,990万円で、前年度比較60万円、0.6％の減、資本的支出は２億80万円で、前年度比較300万円、0.1％の減でございます。

収益的支出の減額の主なものは、雨水出水浸水想定区域図策定業務の終了による委託料の減などによるものでございます。

次に、議案第36号　令和７年度養老町介護保険事業特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算がそれぞれ29億7,430万円で、前年度比較1,620万円の減、0.5％の減でございます。

減額の主なものは、過年度分補助金返還金の減などによるものでございます。

次に、議案第37号　令和７年度養老町介護サービス事業特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ2,070万円で、前年度比較200万円、10.7％の増でございます。

増額の主なものは、介護予防支援事業の増によるものなどでございます。

最後に、議案第38号　令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和７年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ５億1,680万円で、前年度比較2,330万円、4.7％の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによるものでございます。

以上で、一括上程賜りました議案第28号　令和７年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、議案第38号　令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　町長の施政方針に関して質問をさせていただきます。

施政方針の中で２点質問をいたしますが、１点目は財政健全化をうたっております。特に固定資産税の滞納、不納欠損が非常に多いということで、滞納者の処分等強化をしていくということでございますが、これの具体的な考え方をお尋ねいたします。

また、固定資産税につきましては、平等、公平でなければならないという私は理解をしております。その中で、宅地介在農地、これが養老町に相当面積がございます。特に、スーパーサンシに関しましては現在農地課税ということでございますが、その中で養老町が売却いたしました約１割の１万2,000平米以上が道水路を売却しておりますが、この道水路には現在課税されていないと聞いておりますが、水路はともかくとして道路は現在道路として使われていないというのが現状でございますので、一般雑地扱いで課税すべきと考えます。この考え方をお尋ねいたします。

また、２点目ですが、公共施設の管理についてを質問いたします。

養老町の公共施設等総合管理計画に基づいて、いろんな施設の管理がされておりますが、３年前に町民プールの管理等に関して検討されまして、一昨年、予備設計が済みまして今年度詳細設計に入る予定でしたが、これがなされておりませんので、この事業に関して総合福祉会館構想、これはすばらしい構想でございますので、この構想が壊れることなく何らかの対処をされて総合福祉会館ができるような考え方をお尋ねいたします。以上です。

○議長（北倉義博君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　松永議員の２点についてお答えさせていただきます。

まず固定資産税の滞納でございますけれども、特に固定資産税ですね、どの税もそうなんですけれども、期限内納付というのをやはりやっていただけるような形で進めたいと思っておりますし、滞納者は滞納者なりに特殊性のやはり理由があります。やはり頭ごなしに差押えするのではなく、そういった方々に寄り添った納税相談も相談しながら

滞納額が減るようには努めさせていただきますし、徴収推進室もありますので、職員挙げて、どのような形になるか分かりませんけれども、滞納が減るような形で努力させていただきたいというふうに考えております。

また、介在農地、おっしゃられたようにサンシの跡でございますけれども、地域に行政懇談会などいろんな方とお話ししておっても、もう放棄農地のような形で管理がされていないというようなことで、道水路を町のほうから譲渡したわけですけれども、できるだけ早いうちにサンシのほうとも協力しながら、向こうは自分のところで開発するか、ちょっとまだ事業計画が定かでないというふうに聞いておりますので、地域の方に迷惑かからないように等、課税のほうに関しましてはちょっと研究しておりますので、サラダコスモは全部開発が終わるまで宅地課税しませんでした。そういった事例も踏まえながら、先ほどおっしゃられるように平等性の観点からも、片方は開発、建物が建つまで待って片方は課税すると、そういうこともいけませんので、少しいろんな状況も加味しながら課税をさせていただきたいというふうに考えております。

あと、プールの跡地についてですけれども、これは私、着任しましてからいろんな担当課とも協議する中で、物価高騰とか今回も斎苑で御迷惑かけて工期を延ばしたんですけれども、やはり建築、そういった方の働き方改革でなかなか工期が思うように取れませんけれども、計画は立てましたけれども、一番リフォーム、改修がお金がかかるんです。ですから、当初お話しさせていただきました総合福祉会館的なものを絵に描きながら、少しほかにも跡地について利用がないかということを、いろいろ補助事業とか補助メニューを駆使して探しております。しかしながら、個人的には更地にさせていただきたいなというふうには思っておりますけれども、それにはやはりいろんな福祉関係団体ともいろいろ協議しておりますので、いましばらく少しお待ちいただきたいというふうに思いますけれども、公共施設は本当に、先ほど今回議会の中でもいろんな質問がございましたけれども、この管理計画の中で少しいろんな施設の管理、今後どうしていくかということをしっかりと検討させていただきますので、順次進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　10番　松永民夫君。

○１０番（松永民夫君）　総合福祉会館構想については、私は本来、保健センター、また老人福祉センター、この施設というのは現在老朽化もしておりますので、この施設を統合して役場の近くに建てて、行政と連携が即取れるような、そういう福祉施設ができたらいいなと思っておりますので、私の要望でございます。以上です。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　６番　岩永義仁君。

○６番（岩永義仁君）　総括的な質疑をさせていただきたいと思います。

今回、全体的に予算を見せていただいて今説明を受けたわけですけれども、ここ数年来、激論を交わしてきたつもりでしたけれども、食肉事業への取組方について、新食肉施設に関してですね、用地取得事業、昨年の12月の一般質問からも分かるように、ほとんど進捗状況がない中、今現時点に至るわけです。本体の事業についても事業主体が決まらない中で、町としてもなかなか進めづらい状況になりつつあるというのは見てとれるんですけれども、予算の中でも今回、用地関係の取得関係の予算が全体で80％以上、金額にして１億2,000万円ほど減額という縮小になっておるんですけれども、これはこの次年度、令和７年度もほとんどこの事業が進みそうもないということで大幅な縮減になっておるのか、この辺りについて、その新食肉の開設に向けての、もちろん用地取得に向けての展望というか、この令和７年度の考え方を改めてお聞きしておきたいと思うんですけれども、どんな感じなんですかね。

○議長（北倉義博君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

何度も一般質問でいただいておりますけれども、実際のところ、今地元と御存じのように調整段階でございまして、おっしゃるとおり促進協の中では事業主体が決まらないということがございます。ちょっと知事も変わりましたので、そういったところ県でやはりリーダーシップを取っていただきたいということもお願いしながら進めてまいりたいというふうに思いますけれども、取りあえず新年度につきましては食肉基幹市場に係る用地取得のための必要な調査費は計上させてもらっておりますけれども、事業を進めるに当たっては、いろんな過程の中でプロセスがありますので、事業費というのは用地の取得の関係の費用しか組んでおりません。新年度予算は、その現状ではそういうような段階でございます。

○議長（北倉義博君）　よろしいか。

○６番（岩永義仁君）　はい。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　11番　水谷久美子君。

○１１番（水谷久美子君）　2014年から10年間にわたり、地方創生が多額の予算を投じ取り組まれてきました。交付金メニューでは、例えば垂井町の成功体験が養老町で通用するとは限りません。自治体の独自性を引き出す政策がない限り、交付金が倍増されても成果が出ないと考えるものです。

国はデジタル活用推進事業債の発行、充当率90％、交付税措置率50％、期間は2029年までの５年間で、公共施設のネットワーク整備、インフラ、点検用ドローン、オンライン申請、水道メーターなど多岐にわたるメニューを講じています。

また、旧デジタル田園都市国家構想交付金を看板を塗り替えて、新しい地方経済・生活環境創生事業費に１兆2,000億円を予算化しています。

これらの交付金を生かし、養老町の独自性の中で持続可能な政策成功事例を生み出す知恵や工夫について、町長の所見をお聞かせください。

２点目は、共生社会の中で多様性への対応が求められ、世代間の価値観の乖離も含め、町長が常に言われる町民目線の基準は何かについての認識を共有したいと思います。

それから３点目は上水道事業会計ですが、今回の提案説明においても（仮称）第５ポンプ場というふうに説明がありましたが、この仮称はいつ取れるのかについてお尋ねしておきたいと思います。以上３点です。

○議長（北倉義博君）　町長　川地憲元君。

○町長（川地憲元君）　失礼いたします。

交付金等ですね、議員おっしゃるように、ほかの自治体ではほかの自治体のメニューがあろうかと思いますけれども、うちは例えば養老Ｐａｙを活用したいろんな様々な事業もやっておりますし、ＹＯＲＯ健康通帳なんかもやらせていただいております。養老Ｐａｙは、恐らく県もモデル的にやるような事業だというふうに思っておりますし、県内で各市町村が養老町にも視察に来ておりますので、そういったところは新年度も継続して取り組む事業ですので、養老町が誇るべきいろんな事業では交付金等を活用した事業ではないかなというふうに考えております。

町民目線は何を大事にしているかとおっしゃられましたけれども、私は常日頃から地域の方々と接しながら町長をやっておりますけど、地域に養老町に住まわせていただいておりますので地域地域の役は全てやらせて、区長以外はやらせていただいておりますし、いろんなところでいろんな意見を頂戴しておりますし、職員だけに任せておくことなく、現場に出て課題等も把握しておるというふうに自負はしておりますので、そういったところが町民と同じ目線でというようなことで事業に取り組む姿勢ということでございます。

すみません、ポンプ場の第５ポンプ場の仮称でございますけれども、上水道経営審議会などにも諮りまして、今年は別の公共事業ですと（仮称）橋爪大橋、旧は（仮称）象鼻山大橋と言っておりましたけれども、現在は正式に名前を「橋爪大橋」と名前をつけさせていただきましたので、仮称の第５というのは、まだ工事が完了するまで取りませんけれども、いろんな方々と相談しながら、第５ポンプ場にするのか、どの名前がいいのかということも少し協議しながら決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　11番　水谷久美子君。

○１１番（水谷久美子君）　先ほどはテレワーク施設の指定管理の指定についての議案が

採決されましたが、こういう事業においては、これまでの取組を年次ごとにさらにしっかりと総括をする、そのことを強く要望しておきたいと思います。以上です。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの日程第40、議案第28号から日程第50、議案第38号までの計11議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、ただいまの11議案については予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第51、発議第１号　養老町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題として上程します。

本案は、議員提案の案件につき、提出者による趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

７番　吉田太郎君。

○７番（吉田太郎君）　ただいま上程しました養老町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をさせていただきます。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和５年５月８日に公布され、議会に係る手続のオンライン化は令和６年４月１日施行されたことに伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応する標準議会会議規則が改正されたため、所要の改正を行うものです。

養老町議会会議規則新旧対照表を御覧ください。

第９条では、議会の会議時間とその変更の取扱いについて規定するもので、所要の文言を改正するものです。

第２項では、会議時間内に議長が会議に宣告することにより会議時間を変更することができることを規定するものです。

第３項では、会議中でない時間は会議への宣告ができないため規定するものです。

第103条では、議場に入る者（議会事務局の職員及び説明員も含む）の服装、携帯品の禁止について規定するもので、所要の文言を改正するものです。

最後に附則として、この規則は公布の日から施行するものとし、以上、養老町議会会

議規則の一部を改正する規則の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第52、発議第２号　養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題として上程します。

本案は、議員提案の案件につき、提出者による趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

７番　吉田太郎君。

○７番（吉田太郎君）　先ほどはどうも失礼しました。

ただいま上程しました養老町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和５年５月８日に公布され、議会に係る手続のオンライン化は令和６年４月１日に施行されたことに伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応する標準委員会条例が改正されたため、所要の改正を行うものです。

養老町議会委員会条例新旧対照表を御覧ください。

第５条では、特別委員会の設置について規定するもので、所要の文言を改正するものです。

第７条では、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を規定するもので、所要の文言を改正するものです。

第13条の２では、委員会をオンラインによる方法で開会する場合の特例について規定

するものです。

第２項は、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得ることを定めるものです。

第３項、オンラインの方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

第18条では、委員会の秘密会開会について規定するもので、委員会をオンラインによる方法によって開会する場合の規定である第13条の２を規定するため、本条の規定中、オンラインにより開会する委員会の場合は、秘密会の対象外とすることを加えるものです。

最後に附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明をさせていただきます。以上です。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第53、発議第３号　養老町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として上程します。

本案は、議員提案の案件につき、提出者による趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

７番　吉田太郎君。

○７番（吉田太郎君）　ただいま上程しました養老町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第46号）が令和７年４月１日から施行されることにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号利用法」といいます）の一部が改正されることに伴い、所要の規定の整備のため、本条例の一部を改正するものです。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）が令和７年６月１日から施行されることに伴い、懲役及び禁錮を新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されることから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、本条例の改正内容について順に御説明申し上げます。

まず１ページを御覧ください。

第２条第４項の改正では、この条例において養老町情報公開条例は本項しか規定されておらず、略称する必要がないことから文言を削るものです。

同条第10項の改正では、番号利用法という略称は、本条例の第12条第５項にのみ規定されていることから、「以下」を「第12条第５項において」に改めるものです。

また、番号利用法の改正に伴い、「第２条第８項」から「第２条第９項」へ引用条項の改正を行うものです。

第12条第５項の改正では、保有特定個人情報に関して規定の適用を除外するよう条項の整理を行うものです。

２ページを御覧ください。

同項の表中、第40条第１項第１号の規定については、番号利用法の改正に伴い、「第２条第９項」から「第２条第10項」へ引用条項の改正を行うものです。

３ページを御覧ください。

第17条第２項の改正では、文言の整理を行うものです。

第18条第１項の改正では、個人情報ファイル簿という略称は本条例の同条第３項にのみ規定されていることから、「以下」を「第３項において」に改めるものです。

第20条第１項の改正では、第２条第４項において、保有個人情報は議会が保有しているものと規定されていることから、本条において改めて規定する必要がないため文言を削るものです。

続いては、改正理由が同一でありますので、まとめて説明させていただきます。

３ページ下段からの同条第２項の改正、４ページの第29条第２項の改正、第33条第２項の改正、第34条第３項の改正、５ページの第40条第１項及び２項の改正、第41条第３項の改正では、略称を規定する範囲を整理し、改正するものです。

第50条の改正では、法律の規定の趣旨に鑑み、「に資する情報の提供」を加えるものです。

第55条から６ページ、第57条までの改正については、刑法の改正に伴い、懲役及び禁錮を新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されることから、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、議案の附則を御覧ください。

附則第１項では施行期日として、この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。ただし、刑法改正に伴う第55条から第57条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行するものです。

附則第２項では経過措置として、第55条から第57条までの改正規定の、施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとするものです。

以上で、養老町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は３月５日水曜日の午前９時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は３月10日月曜日から12日水曜日までの３日間とし、それぞれ９時30分から開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（北倉義博君）　これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日３月５日から３月17日までの13日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、明日３月５日から３月17日までの13日間は休会することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会２日目は３月18日火曜日午前９時30分より会議を開きます。

本日はこれをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間　午後３時29分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和７年３月４日

議　長　　北　倉　義　博

議　員　　西　脇　　康

議　員　　清　水　由美子